

水道料金表

水道料金算出基礎額(1か月)

(令和元年10月1日施行)

○基本料金*

種別	メーター口径	料金
専用給水装置	羽根車式 13mm	520 円
	20mm	750 円
	25mm	1,400 円
	40mm	4,900 円
	50mm	8,800 円
	75mm	25,600 円
	100mm	54,600 円
	150mm	75,600 円
	電磁式 50mm	54,600 円
	75mm	75,600 円

○水量料金(1立方メートルにつき)

種別	使用水量(立方メートル)	料金
専用給水装置	1 ~ 10	78 円
	11 ~ 20	98 円
	21 ~ 50	124 円
	51 ~ 100	155 円
	101 ~ 300	185 円
	301 ~ 500	215 円
	501 ~ 15,000	250 円
	15,001 ~	200 円

私設消火栓	消防の演習に使用する場合、10分間まで2,500円、1分増すごとに250円を加算
特別販売	水道水を特別に販売する場合、1立方メートルにつき250円

★ 上記、基本料金と水量料金の合計額に消費税及び地方消費税が加算されます。

水道料金は2か月ごとに請求しておりますが、料金計算に当たっては、2か月分の使用水量が1か月ずつ均等に使用されたものとして計算します。ただし、2か月分の使用水量が割り切れない1立方メートル未満の端数が生じた場合は、はじめの1か月の端数を1立方メートルとし、あとの1か月の端数を切り捨てます。

水道料金計算方法

計算例

メーター口径20ミリメートルをご利用のお客様が2か月で35立方メートル使用した場合

35立方メートル(2か月の使用水量) × 1/2 = 17.5立方メートル
(18立方メートルと17立方メートルとする)

※ はじめの1か月分(18立方メートル)の計算

水道料金課税対象額

基本料金(口径20ミリメートル 1か月) + 水量料金(1か月分)

750円 + 1,564円(10立方メートル × 78円 + 8立方メートル × 98円) = 2,314円

消費税額

2,314円 × 10% = 231円(1円未満切捨)

水道料金(はじめの1か月分)

2,314円 + 231円 = 2,545円(1円未満切捨)

※ あとの1か月分(17立方メートル)の計算

水道料金課税対象額

基本料金(口径20ミリメートル 1か月) + 水量料金(1か月分)

750円 + 1,466円(10立方メートル × 78円 + 7立方メートル × 98円) = 2,216円

消費税額

2,216円 × 10% = 221円(1円未満切捨)

水道料金(あとの1か月分)

2,216円 + 221円 = 2,437円(1円未満切捨)

※ 水道料金(2か月分)の計算

はじめの1か月分 + あとの1か月分

2,545円 + 2,437円 = 4,982円(お客様へのご請求額)

* : 基本料金について

水道の使用を開始または中止したときの基本料金は、次のとおりになります

※ 使用日数が15日以下の場合、基本料金を1/2か月として算定した額

※ 使用日数が16日以上の場合、基本料金を1か月として算定した額

◎ 使用日数の数え方

※ 使用開始日及び中止日は1日と数えます

※ 使用日数は検針日までの日数になります(検針日を含みます)

例 : 10月5日開始10月20日定例検針の場合は基本料金は1か月

※ 中止の場合は検針日翌日から中止日までになります

例 : 10月5日定例検針10月20日中止の場合は基本料金は1/2か月